

## 〔55〕 事業譲渡について詐害行為及び法人格否認が否定された事例

(東京地判平25・4・18 (平23 (ワ) 17651))

### 判 旨

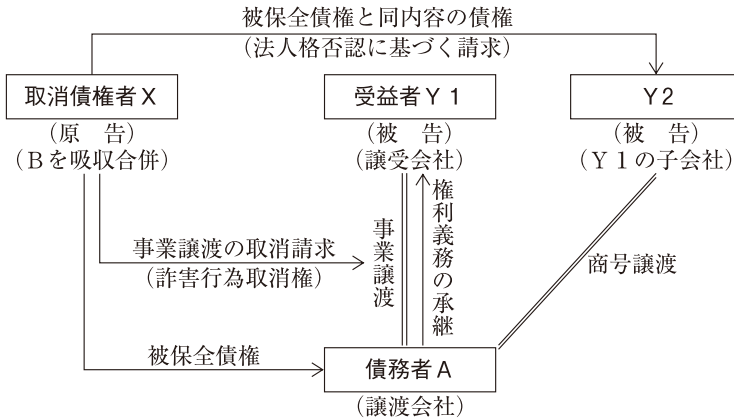
本件事業譲渡の対価は不当に低廉であるとはいえないから、債権者を害するものではなく、本件事業譲渡への詐害行為取消権の行使は認められず、また、債務免脱の目的その他違法・不当な目的をもって事業譲渡が行われたものと認められず、事業譲受人の子会社に対する法人格否認の主張も採用できない。

### 事 案 の 概 要

Bは、平成20年5月、A（債務者）に対し、950万円を貸し付けた。Aは、平成21年5月18日、香港法人である被告Y1（受益者）との間で、コンピュータシステム等に関する事業等のうち、譲渡実行日（同月27日）までの売上に係る売掛金債権及び同時点の現預金を除く全事業を代金100万円で譲渡する事業譲渡契約を締結し、また同日、Y1の子会社である日本法人の被告Y2に、Aの商号を譲渡した。Aは、同月29日、自己破産を申し立て、同年6月3日、破産手続開始決定を受け、Cが破産管財人に選任された。Y1は、平成21年9月までに、Cとの間で、当該事業譲渡代金を150万円に変更する旨合意し、Cに対し同代金を支払った。Aの破産手続は、平成21年10月、異時廃止となった。Aの元代表者は、平成22年10月、Y1の取締役役に就任した。原告X（取消債権者）は、平成23年7月、Bを吸収合併し、BのAに対する貸付金債権（残

元本約515万円)を承継した。

上記事案において、XがY1に対し、A・Y1間の事業譲渡契約が詐害行為であるとして取消訴訟を提起し、また、Y2に対しては法人格否認に基づく請求を行った。



## 当事者の主張

### ◆原告 X (取消債権者) の主張

本件事業譲渡の代金は不当に低廉であり、AからY1への事業譲渡は詐害行為取消の対象となり、価格賠償請求が認められるべきである。

また、AとY2の商号は同一であり、Y2の親会社であるY1の取締役はAの元代表者であり同人が両社を支配しており、また、Y2は、債権追及が困難な香港法人であるY1を介在させ、不当に低廉な対価をもって負債を切り離してAの事業継続を図る濫用目的でその法人格が利用されているから、Aとの関係において法人格が否認される。

### ◆被告 Y1 (受益者) 及び Y2 の主張

本件事業譲渡代金は適正である。Y2の法人格の濫用目的も存在しない。

## 裁判所の判断

Xは意見書に基づき、事業譲渡価格としては、再調達時価純資産法による評価約1,949万円が妥当である旨主張するが、本件事業譲渡契約締結当時、本件事業を第三者に対して再調達時価で譲渡することが可能であったものと認めるに足りる証拠はないし、また、当該意見書において、再調達価格として記載されている事項には根拠のない点が複数ある。また、Aの第15期(平成20年4月1日ないし平成21年3月31日)の損益は、純利益が2,410万1,139円の黒字であったことが認められるが、他方で、その前の2期は、それぞれ純損失約3億9,000万円、約2億6,295万円の赤字であったこと、第15期の損益が黒字となったのは、第14期以前に契約を締結した顧客からの収入が継続していたが、その収入を借入金の返済等に充てていたことから、従業員に対して給料を支払うことができず、また、新たなシステム開発や既存のシステムの更新開発もほとんどできなかつたために、結果的に利益が生じることとなったにすぎないことがそれぞれ認められ、これらの事情を考慮すれば、Aの第15期の損益が黒字であった事実から、本件事業譲渡契約締結当時において、本件事業に収益性があり、その客観的交換価値が150万円を超えていたものと推認することはできず、本件事業譲渡は債権者を害するものとはいえず、詐害行為取消権の行使は認められない。

本件事業の継続を図る目的があったからといって、そのことだけから、法人格濫用の目的があったものとは評価できない。本件事業譲渡の対価が不当に低廉であったものとは認められず、加えて本件事業譲渡の対価である150万円はAの破産管財人に支払われていることが認められるから、本件事業譲渡が債務免脱の目的をもって行われたものとは認めがたく、他に、本件事業譲渡契約の締結が違法又は不当な目

的をもって行なわれたものと認めるに足りる証拠もないから法人格否認の主張も採用できない。

### コ メ ン ト

本事例は、破産申立て直前になされた事業譲渡について、破産手続廃止後に、破産債権者が事業譲受人に対して詐害行為取消を請求したというユニークな事案である。もっとも、破産会社の元代表者が破産手続廃止後に事業譲受人の取締役就任したといった透明性を疑わせる事情が事後的にあったとはいえ、破産手続において否認権者である破産管財人が当該事業譲渡を検討し、事業譲渡代金を100万円から150万円に増額合意したうえで（実質的には否認権行使の和解である）、当該代金を破産財団に組み入れている（破産管財人は当該増額合意につき破産裁判所の許可を取得していたであろう（破78②十一）。）ことからすれば、詐害性要件もさることながら、そもそも受益者の善意により、取消しはおよそ困難であったといえよう。

事業譲渡が違法・不当な目的であることを前提とする事業譲受人の子会社への法人格否認の主張は、前提を欠く以上、当然に認められないこととなる。

### 参考判例

○会社分割によって新設会社を設立し、分割会社の債務を免責的に引き受けさせたことは、法人格を濫用するものとして、分割会社への当該債務の履行責任を認めた事例（東京地判平22・7・22金法1921・117）

## 概 説

### 1 本章の概要

#### (1) 現物返還の方法

判例法理は詐害行為取消権について、債務者の法律行為を相対的に取り消し、債務者のもとから逸出した財産を取り戻すための制度と理解する。したがって、まず現物返還が原則となる。〔66〕は、この点を明らかにする判例であり、詐害行為の目的物が不可分であり現物返還が可能であれば、その価額が取消債権者の被保全債権額を超えるときでも、取消債権者は詐害行為の全部を取り消すことができるとする。

具体的な逸出財産の返還方法であるが、不動産の場合は抹消登記手続による場合（〔67〕及び〔68〕）と移転登記手続による場合（〔69〕）が認められている。なお、取消債権者が債務者に対し引渡請求権を有する場合であっても、直接、自己に対する所有権移転登記手続を請求できないことは、〔70〕が明らかにしている。

これに対し、逸出財産が動産あるいは金銭である場合には、判例は取消債権者が自己に直接、引き渡すべきことを認める（〔79〕）。債務者が受領を拒む可能性があることを考慮するものであるが、その結果、取消債権者が受領した金銭について、後述のとおり、取消債権者が事実上、優先的に債権を回収し得ることが可能となっている。

債権譲渡が詐害行為となる場合の取戻し方法については未だ最高裁判例がなく、下級審裁判例も見解が分かれている。

すなわち、〔71〕は、原状回復方法として第三債務者への債権譲渡の取消通知を請求できるとするのに対し、〔72〕は、そのような取消通知は請求できず、取消債権者は受益者に対する価格賠償が可能となるにすぎないと判示する。

## (2) 価格賠償・価額償還

現物返還が不可能又は著しく困難な場合には例外的に価格賠償が認められる。否認権についても同様に価額償還が認められる。このとき、価格算定の基準時が問題となるが、〔73〕の判例は、詐害行為取消権に関する価格賠償について、特別の事情のない限り詐害行為取消訴訟の事実審口頭弁論終結時とする。一方、〔76〕は、否認権に関する価格算定の基準時を否認権行使時とする判例である。詐害行為取消権は判決によって取消しの効果が生じるとされるのに対し、否認権では形成権である否認権を行使した段階でその効力が生じるとされることが結論に差異をもたらしている。また、現物返還が不可能又は著しく困難でなくとも例外的に価格賠償となる場合として、詐害行為の目的物が抵当不動産であり、その抵当権登記が弁済等により抹消されたようなケースが存する。このとき単純に現物返還を認めると抵当権の負担の付いていた不動産がその負担のない不動産として返還されるという問題が生じる。そこで、最高裁昭和63年7月19日判決(判時1299・70)が、価格賠償によるべきとの判断をしており、これと同旨の事例が〔74〕の裁判例及び〔75〕の判例である。

## (3) その他

詐害行為取消権が行使され、一定の法律行為が取り消された場合、受益者の債務者に対する債権はどのような取扱いを受けるか。〔77〕は、代物弁済によって消滅した債権について取消しの部分に相当する額の債権が復活し、他の一般債権者と同順位で権利を行使し得るとした大審院判例である。復活にとどまらず、弁済に関する詐害行為取消訴訟において受益者が自己の債権額に対応する按分額の支払を拒むことまでも認められるか否かが問題になったのが、〔80〕である。この判例は、立法上の考慮の余地はあるとしても、解釈論上、当然にこのような効力が生じるものではないと判示した。

一方で、詐害行為取消権行使の効果として、取消債権者にどのような地位が与えられるかについて判断した判例が、〔78〕及び〔79〕である。〔79〕は既に指摘した判例であるが、取消債権者は他の債権者とともに弁済を受けるために、受益者あるいは転得者に対し、直接に商品（動産）の引渡しを請求し得るとする。また、〔78〕は、取消債権者が受益者から価格賠償を受けた場合のその後の取扱いについて、他の債権者に賠償金を分割する義務を負担するものではないと判示する。その結果として、取消債権者が受益者、転得者から動産、金銭の引渡しを受けた場合、あるいは価格賠償を受けた場合、結果的に当該財産をもって自らの債権について優先的満足を受けることが可能な状況となっている。

〔82〕は、否認権の事例において、主たる債務の弁済が否認され弁済金が破産管財人に支払われた場合に連帯保証債務も当然復活するとした判例である。また、否認権行使により金銭返還義務が生じる場合に付すべき利息の利率について判断したのが〔81〕の判例であり、否認の登記がなされた事例における登記義務者について判断したのが〔83〕の裁判例である。

## 2 債権法改正の方針

債権法改正作業においては、詐害行為取消権の行使方法に関する規律を明確にする方針である。すなわち、逸出した財産の返還（現物返還）が原則であることを明確にした上で、価額償還（従来の価格賠償という表現を改めている。）は、受益者あるいは転得者がその財産の返還をすることが困難であるときに請求し得ると規定する（要綱第16の7(1)及び(2)）。詐害行為の取消しの範囲についても、債務者のした行為が可分であるときは、取消債権者は自己の債権の額の限度においてのみ取消しを請求し得るとし（要綱第16の8(1)）、価額償還についても同様

とする（要綱第16の8(2)）。さらに、財産返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しの場合には、取消債権者は直接、自己に対してすることを求めることができるとされ（要綱第16の9(1)）、価額償還についても同様とする（要綱第16の9(2)）。また、債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は復活するとされる（要綱第16の12）。これらの効果は総じて、判例法理を明文化するものである。

一方で、詐害行為取消の効果については、一定限度で相対的取消構成を見直す方針である（要綱第16の10）。その結果、債務者がした財産の処分行為（債務消滅行為を除く。）が取り消された場合の受益者の反対給付に関する返還請求及びこれに代わる価額償還請求について、新たな規律が設けられる予定である（要綱第16の11）。